# 地方検察庁支部設置規則 （昭和二十二年司法省令第四十二号）

検察庁法第二条第四項の規定により、別表上欄記載の各地方裁判所支部に対応して別表下欄記載の各地方検察庁支部をそれぞれ設置する。

##### ○２

各地方検察庁支部は、それぞれその所在地に在る家庭裁判所支部にも対応するものとする。

# 附　則

この省令は、公布の日より、これを施行する。

# 附　則（昭和二二年一二月二七日司法省令第九一号）

この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

##### ○２

この省令施行の際現に岐阜地方検察庁御嵩支部、松江地方検察庁大森支部又は旭川地方検察庁増毛支部において取扱中の事件に関する事務は、岐阜地方検察庁多治見支部、松江地方検察庁浜田支部又は旭川地方検察庁留萠支部において、それぞれこれを取扱う。

# 附　則（昭和二三年一二月二四日法務庁令第九七号）

この庁令は、昭和二十四年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和二四年一〇月七日法務府令第七四号）

この府令は、昭和二十四年十月十五日から施行する。

# 附　則（昭和二五年三月三一日法務府令第一九号）

この府令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和二五年八月一五日法務府令第一〇一号）

この府令は、昭和二十五年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和二七年六月一二日法務府令第六四号）

この府令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和二八年四月二三日法務省令第三三号）

この省令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和二八年九月四日法務省令第六七号）

この省令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和二九年四月二四日法務省令第四六号）

この省令は、昭和二十九年五月一日から施行する。

##### ２

地方検察庁支部暫定設置規則（昭和二十八年法務省令第九十号）は、廃止する。

# 附　則（昭和三〇年七月一五日法務省令第一二五号）

この省令は、昭和三十年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和三二年四月二七日法務省令第二〇号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和三二年一二月九日法務省令第四九号）

この省令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和三三年四月二八日法務省令第一五号）

この省令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和三三年一二月一六日法務省令第六六号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和三四年三月七日法務省令第九号）

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三七年三月二九日法務省令第二三号）

この省令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和三八年五月二四日法務省令第四九号）

この省令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年七月二八日法務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四四年四月一日法務省令第一四号）

この省令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

# 附　則（昭和四六年六月一〇日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月一三日法務省令第三九号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附　則（昭和四七年七月一八日法務省令第五〇号）

この省令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年四月二五日法務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五四年四月七日法務省令第二五号）

この省令は、昭和五十四年四月十日から施行する。

# 附　則（昭和六二年一二月一日法務省令第三九号）

この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

# 附　則（平成五年二月一日法務省令第三号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年二月一日法務省令第五号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年四月一九日法務省令第五一号）

この省令は、平成十三年五月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一六日法務省令第四二号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二九日法務省令第七四号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月一九日法務省令第三八号）

この省令は、平成十七年三月二十一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三〇日法務省令第九号）

この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二五日法務省令第一二号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。